

設 計 業 務 特 記 仕 様 書  
[建 築 編]

令 和 4 年度

業務名称 : 新北区文化センター建設工事設計業務

---

神戸市建築住宅局建築課・設備課

## I 一般事項

### 1. 目的

本仕様書は、神戸市（以下「発注者」と言う。）から建築工事等の設計業務を受注するもの（以下「受注者」と言う。）の業務について、契約業務の内容、設計業務の進め方、成果物などを明示することにより、設計業務の適正化、円滑化を図ることを目的とする。  
設備工事については、「設計業務特記仕様書(設備編)」による。

### 2. 設計理念

受注者は、公共施設等の適正な管理、長寿命化、ライフサイクルコストの縮減とともに、利用需要や市民ニーズの変化への対応、公共施設等が果たす機能と役割、施策効果などを勘案して、公共建築にふさわしい設計を行う。

#### (1) 安全性

多様な災害から市民生活や都市活動をまもる建築を目指し設計を進める。

#### (2) 機能性

建築物の用途の効用を高める機能的な建築を目指し設計を進める。

#### (3) 耐久性

耐久性に優れ、維持、点検、保守、改修等がしやすい建築を目指し設計を進める。

#### (4) 経済性

工事費の適正配分と効率的の使用を図り、建設から解体撤去に至るまでのライフサイクルコストの最小化に努めた経済的な建築を目指し、設計を進める。

#### (5) 環境性

積極的にエネルギーの使用の抑制に取り組み、資源及び資材の適正な利用を図ると共に、施設の長寿命化及び室内環境の向上を目指し設計を進める。特に快適な室内環境の確保と省エネ（創エネを含む）との両立に対し積極的な検討を行い、脱炭素社会の実現に向けた、エネルギー消費量の少ない建築を目指し設計を進める。

#### (6) 文化性、快適性

美しい街並みを形成し、地域活動の核となる快適な建築を目指し設計を進める。

#### (7) 福祉性

ユニバーサルデザインを考慮し、すべての人が利用しやすい建築を目指し設計を進める。

#### (8) 施工性

敷地、周辺状況、工期及び工法等の施工条件についても十分留意し、施工性がよく、かつ周辺地域に悪影響を及ぼさないよう配慮した設計を進める。

#### (9) 標準化

品質の確保、規格の統一及び作業効率の向上等のため、標準仕様のあるものは原則としてこれらに基づいて設計を進める。

#### (10) 木材利用の推進

「神戸市の公共建築物における木材利用促進に関する方針」を踏まえ、木材利用に積極的に取り組み、木材利用にあたっては、神戸市産材及び兵庫県産材の利用に努める。また、国における「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に配慮し、構造の木造化、内装等の木質化に対し積極的な検討を行い、特に、内装材については、原則として木質化を前提とした設計を進める。

### 3. 技術力・創造力の発揮

公共建築を実現するために創造力を十分に発揮し提案を積極的に行い、蓄積した技術力を発揮しつつ設計を進める。

### 4. 準備段階

#### (1) 受注者

受注者は、「敷地チェックシート」等を活用し、設計着手前に敷地の現況調査を行う。  
障害物・公害関係及び設備関連事項等について問題が生ずる恐れがあると判断される場合は、発注者と協議する。

#### (2) 類似事例等の調査

受注者は、業務の適切な遂行のため必要な類似事例の調査及び使用材料等のカタログ類の収集・整理を行いつつ設計を進めること。また、発注者の求めに応じてこれらの資料を提出すること。

#### (3) 業務工程表の作成

設計業務共通仕様書第3章に定める業務工程表の作成にあたって、以下の事項に留意すること。

- ・業務工程表には、現地調査、プラン・仕様の決定、本市チェック用図面・数量計算書、見積書等の単価根拠神戸市建築・設備積算システムデータ等の提出時期を明記すること
- ・各種提出物の提出時期は発注者の照査期間を見込むこと。
- ・標準として契約工期の1か月前には積算に必要な精度の図面を完成させる等、積算に十分な期間を見込むこと。

## 5. 設計図に要求される基本的品質について

- 工事発注の入札時に、設計図のみで各応札者がバラつきなく、適正な工事価格が算出できる  
必要があるため、下記の要件を満たすこと。
- (1)工事の内容及び施工条件が明示されていること
  - (2)使用する材料（改修工事にあっては既設の材料も含む）の規格、寸法、仕上げ（グレード）  
及び施工方法が第三者に容易かつ明確に理解できること
  - (3)数量の計測が正確にできること

## 6. 構造設計における用途係数について

構造設計においては、1次設計用地震力、壁量および保有耐力の検討において、「用途係数  
の適用方法」（設計業務補足資料による）により、構造レベル区分に応じて用途係数を適用する。

## 7. 積算における見積の徴集について

積算において、製造業者・専門工事業者に見積りを依頼する場合は、原則として3社以上とし、その  
見積書の内訳構成は「内訳明細書式」（設計業務補足資料による）を参考とし、各項目ごとの比較がで  
きるものとする。

## 8. 指定する図面版

図面版は下記のとおりとする。

### ① 図面版

神戸市	図面番号	
令和 年度		
図面リスト	縮 尺	施設番号
		— —

施設番号は、本市担当者から指示を受けた番号を記入する。

## 9. 業務工程の管理

受注者は、提出した業務工程表に基づき、業務の工程を管理し、毎月1回、進捗状況を  
発注者に報告すること。

進捗状況報告は、提出した業務工程表に進捗状況を記入したものとし、遅れが生じて  
いる場合はその日数・理由・今後の対応について明記すること。

当初の業務工程に変更が生じた場合、契約工期に変更がない場合でも変更工程表を提出  
し、発注者の承認を得ること。

## 10. 成果物の納品

CAD図面等を電子的手段によって納品する場合は、「C A D図面等データ作成要領」  
「データベース用PDF画像データの作成要領」（設計業務補足資料による）による。

## 11. 成績評定

平成29年4月1日以降契約の業務については、成績評定点の如何にかかわらず、成績評定  
を通知します。

また、成績評定が60点未満のとき履行状況が不良なものとみなして指名停止措置をと  
ります。

## II 業務概要

業務名称	新北区文化センター建設工事設計業務		
計画施設概要	施設名称	新北区文化センター	
	敷地の場所	北区鈴蘭台西町1丁目25-1	
	施設用途	文化センター、図書館、児童館、駐車場、敷地内広場	
履行期間	契約締結日の翌日	から	令和6年3月31日
履行場所	建築住宅局	建築課・設備課	
設計与条件	敷地条件	敷地面積	3571.2m <sup>2</sup>
		用途地域	近隣商業地域
		防火地域	・防火
			・準防火
		地域・地区等	・指定なし 宅地造成工事規制区域
	施設条件	延べ面積（計画面積）	約8,500m <sup>2</sup>
		主要構造・階数	鉄筋コンクリート造5階程度
		施設用途	文化センター、図書館、児童館、駐車場、敷地内広場
	工事の条件	工事費（予算額）	約3,600,000千円
		工期（予定）	令和6年6月 から 令和7年10月 まで
構造の条件	目標用途係数	・区分： II 類	・保有耐力： 1.25
	設計条件	構造木造化・内装木質化で杉材・桧材を使用の際は、原則、兵庫県産材とすること。 既存建物解体工事設計業務一式 (鉄筋コンクリート造 5階建 延べ面積 4,962.65m <sup>2</sup> )	
		基本設計業務一式	
		実施設計業務一式	
		透視図作成を含む	

## III 業務仕様

設計業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）および「設計業務補足資料」（以下「補足資料」という。）による。

「補足資料」は下記を参照する。

参照できない場合は、本市担当者から文書を交付する。

神戸市建築住宅局建築課HP「設計・建設コンサルタント業務」のページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a03026/business/todokede/iutakutoshikyoku/kenchiku/sekkei.html>

### 1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で□印の付いたものについては、■印の付いたもの若しくは□印にチェックの入ったものを適用する。

### 2. 管理技術者の資格要件

<input checked="" type="checkbox"/> 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
<input checked="" type="checkbox"/> 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士
<input type="checkbox"/> (社)日本建築積算協会が付与する建築積算資格者
<input type="checkbox"/>

### 3. 設計関与を必要とする技術者

<input checked="" type="checkbox"/> 構造設計一級建築士
<input checked="" type="checkbox"/> 設備設計一級建築士
<input type="checkbox"/>

#### 4. 設計業務の内容及び範囲

##### (1) 一般業務の範囲

基本設計	<input checked="" type="checkbox"/> 建築基本設計
	<input checked="" type="checkbox"/> 電気設備基本設計
	<input checked="" type="checkbox"/> 給排水衛生設備基本設計
	<input checked="" type="checkbox"/> 空気調和・換気設備基本設計
実施設計	<input checked="" type="checkbox"/> 建築実施設計
	<input checked="" type="checkbox"/> 建築(構造)実施設計
	<input checked="" type="checkbox"/> 電気設備実施設計
	<input checked="" type="checkbox"/> 給排水衛生設備実施設計
	<input checked="" type="checkbox"/> 空気調和・換気設備実施設計

※業務の詳細は別図 概要による

※設備設計については、別途設備編による

##### (2) 個別業務の範囲

※業務の詳細は別紙業務詳細書による

個別設計	<input checked="" type="checkbox"/> 設計条件記載内容の実施設計及び 積算業務	<input checked="" type="checkbox"/> 営繕積算システムRIBC2
	<input checked="" type="checkbox"/> 透視図作成	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 計画通知等各種申請書類作成・届出	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

#### 5. 業務の実施

##### (1) 適用基準等

共通仕様書による。

その他の 基準	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>

##### (2) 資料の支給、貸与及び返却

	資料名称	備考
支給資料	<input checked="" type="checkbox"/> 既存建物図面	TIFFデータ
	<input type="checkbox"/>	
貸与資料	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	

「建築工事特記仕様書」、「建築工事補足共通仕様書」、「材料・工法等参考品目リスト」、  
その他標準図等のデータ等は、下記により配布する。

神戸市建築住宅局建築課HP「設計・建設コンサルタント業務」のページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a03026/business/todokede/jutakutoshikyoku/kenchiku/sekkei.html>

(3) 部分引渡しの指定部分

指定部分の名称	部分引渡し期限
■ 既存建物解体他解体工事設計図書・積算関係等一式	令和 4年12月28日まで
■ 基本設計図書一式	令和 5年3月31日まで
■ 透視図作成（全体×1）	令和 5年3月31日まで
■ 実施設計図書・積算関係図書一式	令和 5年11月30日まで

(4) 計画通知等の手続きを行う場合における指定部分（特約条項関連）

履行期間内に計画通知等手続を完了しなくてもよい部分を指定

指定する部分の名称	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>

(5) 小規模建築物の省エネ法基準適合について

（床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満の建築物に係る新築及び増改築）

<input type="checkbox"/> 建築物エネルギー消費性能基準への適合
---

(6) その他特記事項

・部分引渡しの図面・積算書は期限までに本市監督員の確認を全て完了すること。

## 6. 成果物、提出部数等

- (1) 標準設計 ■印のついたもの若しくは□印にチェックの入ったものを適用する。  
◇は標準的に適用するものとする。

### (1-1) 基本設計

成果物等	サイズ	提出形式	部数
<b>建築基本設計</b>			
■ 基本設計図書一式及びCADデータ、PDFデータ	A 3	二つ折製本	2
□ 基本設計図書 CADデータ	—	CD-R	1
◇ 仕様概要表	A 3	二つ折製本	2
◇ 仕上表	〃	〃	〃
◇ 面積表及び求積図	〃	〃	〃
◇ 敷地案内図	〃	〃	〃
◇ 配置図	〃	〃	〃
◇ 平面図（各階）	〃	〃	〃
◇ 断面図	〃	〃	〃
◇ 立面図（各面）	〃	〃	〃
◇ 矩計図（主要部詳細）	〃	〃	〃
◇ 基本設計説明書	〃	〃	〃
◇ 工事費概算書	〃	〃	〃
◇ 基本構造計画案	〃	〃	〃
◇ 構造計画概要書	〃	〃	〃
◇ 構造仕様概要書	〃	〃	〃
◇ 工事概略工程表	〃	〃	〃
◇ 仮設計画図	〃	〃	〃

### (1-2) 実施設計

成果物等	サイズ	提出形式	部数
<b>建築実施設計</b>			
■ 実施設計図書一式及びCADデータ、PDFデータ※	A 3	原紙	1
□ 実施設計図書 CADデータ、PDFデータ※	A 3	二つ折製本	2
	—	CD-R	1
(意匠設計図)			
◇ 仕様書	A 3	原紙	1
◇ 仕様概要表	〃	〃	〃
◇ 仕上表	〃	〃	〃
◇ 面積表及び求積図	〃	〃	〃
◇ 付近見取図	〃	〃	〃
◇ 配置図	〃	〃	〃
◇ 平面図（各階）	〃	〃	〃
◇ 断面図（2面以上）	〃	〃	〃
◇ 立面図（各面）	〃	〃	〃
◇ 矩計図（主要部詳細）	〃	〃	〃
◇ 展開図（各面）	〃	〃	〃
◇ 天井伏図	〃	〃	〃
◇ 平面詳細図	〃	〃	〃
◇ 部分詳細図	〃	〃	〃
◇ 建具表	〃	〃	〃
◇ 外構図	〃	〃	〃
(構造設計図)			
◇ 仕様書	〃	〃	〃
◇ 伏図	〃	〃	〃
◇ 軸組図	〃	〃	〃
◇ 各部断面図	〃	〃	〃
◇ 標準詳細図	〃	〃	〃
◇ 各部詳細図	〃	〃	〃
◇ 構造計算書	A 4	〃	〃
◇ 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書	指定様式	〃	〃
□ 構造別耐震チェックリスト	指定様式	〃	〃
◇ 工事費概算書	—	〃	〃

※CADおよびPDF図面データ提出は「設計業務補足資料」による

成果物等	サイズ	提出形式	部数
<b>積算関係図書</b>			
■ 積算関係図書一式（以下の成果物を提出すること）			1
◇ 数量積算計算書	—	原紙	1
◇ 内訳明細書（データ）	—	指示による	1
◇ 内訳明細書	指定様式	原紙	1
◇ 見積書及び見積比較表一覧表	指定様式	原紙	1
◇ 積算チェックリスト	指定様式	原紙	2
◇ その他積算関係資料	—	—	1
□			
□			
□			

(1-3) その他

資料・提出図書等	指定様式	A4申請折	正1,副1
■ 計画通知書	指定様式	A4申請折	正1,副1
■ 敷地チェックシート	指定様式	原紙	1
■ 建築ユニバーサルデザインチェックシート	指定様式	〃	1
■ バリアフリー関係チェックリスト	指定様式	〃	1
■ 工事工程表	指定様式	〃	1
■ 構造計画書（コスト比較・杭工法検討書）	—	〃	1
■ 仮設計画書	—	〃	1
■ 色彩計画書（□エクステリア□インテリア□家具）	—	〃	1
■ 植栽計画書（□樹種□石材）	—	〃	1
■ サイン計画書	—	〃	1
□ リサイクル計画書	—	〃	1
■ 各技術資料	—	〃	1
■ 各記録書	—	〃	1
■ 庁内会議用資料	—	指示による	指示による
■ 省エネ法説明義務に係る説明書面 ※非住宅・小規模モデル建物法による計算根拠資料を含む	任意様式	原紙	1

- (注) : 電気設備、給排水衛生設備及び空気調和・換気設備の成果物は建築基本設計の成果物の中に含めることもできる。  
: 建築構造の成果物は建築の成果物の中に含めることもできる。  
: 建築の設計図は、適宜、追加してもよい。  
: 工事費概算書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。  
: 原紙の提出に先立って、各図面のチェック用に図面を提出すること。  
 なお、図面サイズは原紙のサイズと同様とし、部数は設計担当職員の指示による。  
: 実施設計図書一式の提出形式は二つ折製本を標準とするが、設計担当職員の指示があるときはこの限りではない。  
: 計画通知等手続きにおける訂正業務及び訂正事項の取りまとめは本業務に含む。  
 その際、部分引き渡し以降の変更点がわかる一覧表と図面を提出すること。  
: 実施設計にあたっては関連法所管部局との調整をおこない、申請手続きにおいての訂正事項を最小限にとどめること

## 6. 成果物、提出部数等

### (2) 個別設計

(2-1) 個別設計 ■印のついたもの若しくは□印にチェックの入ったものを適用する。

◇は標準的に適用するものとする。

成果物等	サイズ	提出形式	部数
<b>個別設計（図面）</b>			
■ 実施設計図書一式及びCADデータ、PDFデータ※	A3	原紙	1
□ 実施設計図書 CADデータ、PDFデータ※	A3	二つ折製本	2
—	CD-R		1
◇ 仕様書	A3	二つ折製本	2
◇ 仕様概要表	〃	〃	〃
◇ 仕上表	〃	〃	〃
◇ 面積表及び求積図	〃	〃	〃
◇ 付近見取図	〃	〃	〃
◇ 配置図	〃	〃	〃
◇ 平面図（改修前）	〃	〃	〃
◇ 平面図（改修後）	〃	〃	〃
◇ 断面図	〃	〃	〃
◇ 立面図（各面）	〃	〃	〃
◇ 矩計図（主要部詳細）	〃	〃	〃
◇ 展開図（各面）	〃	〃	〃
◇ 天井伏図	〃	〃	〃
◇ 平面詳細図（改修後）	〃	〃	〃
◇ 部分詳細図	〃	〃	〃
◇ 建具表	〃	〃	〃
◇ 撤去図	〃	〃	〃
◇ 工事費概算書	〃	〃	〃
□ 家具図	〃	〃	〃
<b>個別設計（透視図、模型等）</b>			
■ 透視図（鳥瞰パース）	A3	原紙、データ	
■ 透視図（全体パース） × 2	A3	原紙、データ	
■ 透視図（部分パース） × 3	A3	原紙、データ	
□ 模型			
□ 日影図	A( )	原紙	1
□ 家具			
<b>積算関係図書</b>			
■ 積算関係図書一式（以下の成果物を提出すること）			1
◇ 数量積算計算書	指定様式	原紙	1
◇ 内訳明細書（データ）	—	指示による	1
◇ 内訳明細書	指定様式	原紙	1
◇ 見積書及び見積比較表一覧表	指定様式	原紙	1
◇ 積算チェックリスト	指定様式	原紙	1
◇ その他積算関係資料	—	—	1
□			

※CADおよびPDF図面データ提出は「設計業務補足資料」による

(注) :建築の設計図は、適宜追加してもよい。

:原紙提出に先立って、各図面のチェック用に図面を提出すること。

なお、図面サイズは、原紙のサイズと同様とし、部数は設計担当職員の指示による。

:実施設計図書一式の提出形式は二つ折製本を標準とするが、設計担当職員の指示があるときはこの限りではない。

成果物等	サイズ	提出形式	部数
<b>資料・提出図書等</b>			
■ 敷地チェックシート	指定様式	原紙	1
■ 建築ユニバーサルデザインチェックシート	指定様式	〃	1
■ バリアフリー関係チェックリスト	指定様式	〃	1
■ 工事工程表	指定様式	〃	1
■ 構造計画書（コスト比較・杭工法検討書）	—	〃	1
■ 仮設計画書	—	〃	1
■ 色彩計画書（□エクステリア□インテリア□家具）	—	〃	1
■ 植栽計画書（□樹種□石材）	—	〃	1
■ サイン計画書	—	〃	1
■ ライティング計画	—	〃	1
■ ウィンドウトリートメント計画	—	〃	1
■ 音響計画	—	〃	1
□ 家具計画書（費用含む）	—	〃	1
■ リサイクル計画書	指定様式	〃	1
■ 各技術資料	—	〃	1
■ 各記録書	—	〃	1
■ 庁内会議用資料	—	指示による	指示による
□			
□			
□			
□			
□			
□			
□			
□			
□			
□			
□			
□			
□			
□			
□			
□			

- (注) :電気設備、給排水衛生設備及び空気調和・換気設備の成果物は建築基本設計の成果物の中に含めることもできる。  
 :建築構造の成果物は建築の成果物の中に含めることもできる。  
 :建築の設計図は、適宜、追加してもよい。  
 :工事費概算書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。  
 :原紙提出に先立って、各図面のチェック用に図面を提出すること。  
 なお、図面サイズは原紙のサイズと同様とし、部数は設計担当職員の指示による。  
 :実施設計図書一式の提出形式は二つ折製本を標準とするが、設計担当職員の指示があるときはこの限りではない。

## 6. 成果物、提出部数等

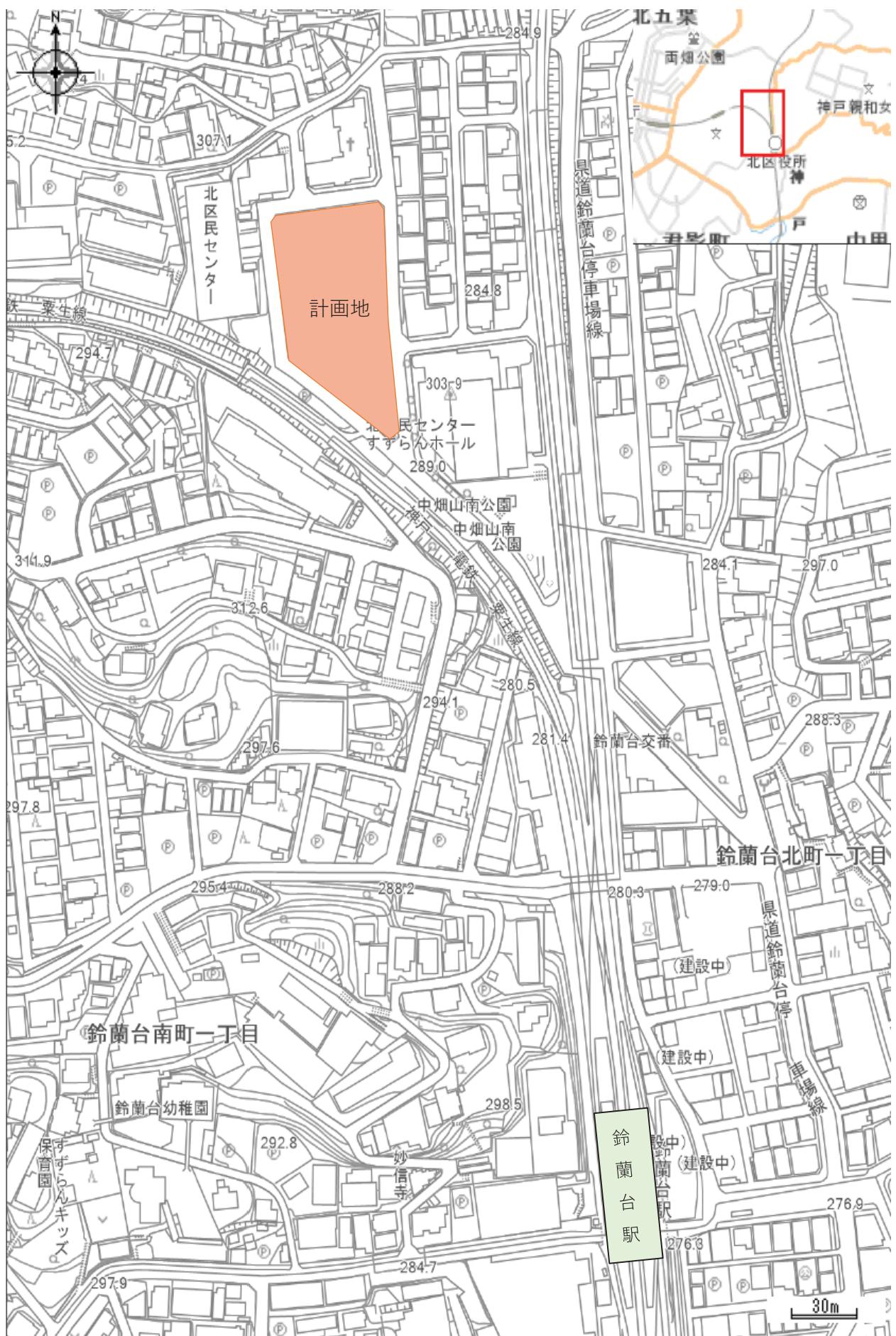
### (2-2) 申請図書関係

■印のついたもの若しくは□印にチェックの入ったものを適用する。

成果物等	提出部数	所管課
<b>申請図書関係</b>		
■ 計画通知・建築工事届	(正・副) 各1部	建築住宅局建築安全課
■ 事前届出書、開発・宅造関係調書	(正・副) 各1部	建築住宅局指導課
□ 地区計画の区域内における行為の届出	(正・副) 各1部	建築住宅局指導課等
□ 都市計画法第53条・第65条許可申請書	(正・副) 各1部	建築住宅局指導課
□ 都市区画整理法第76条許可申請書	(正・副) 各1部	事業区域による
■ 指定建築物建築届	(正・副) 各1部	建築住宅局建築調整課
□ 許可申請書・許可通知書	(正・副) 各1部	建築住宅局建築安全課
許可の種類：		
許可の種類：		
□ 一団地等認定申請書	(正・副) 各1部	建築住宅局建築安全課
□ 防災協議届出書、計画書 (変更版)	(正・副) 各1部	建築住宅局建築安全課
■ 開発行為事前審査願書・開発申出書	(正・副) 各1部	都市局指導課
□ 開発許可申請書・通知書	(正・副) 各1部	都市局指導課
■ 宅地造成に関する工事の協議申出書	(正・副) 各1部	都市局指導課
■ 消防用設備等設置計画届出書	(正・副) 各1部	消防局
□ 開発行為に係る消防水利施設の協議（依頼）	(正・副) 各1部	消防局
□ 消防はしご車等進入路の届出	(正・副) 各1部	消防局
■ 駐車施設設置届出書	(正・副) 各1部	建築住宅局建築安全課
■ 自転車駐車場設置届出書	(正・副) 各1部	建設局道路部計画課
□ 路外駐車場設置届出書	(正・副) 各1部	建築住宅局建築安全課
■ 景観建築届出書	(正・副) 各1部	都市局景観政策課
□ 景観計画区域内における行為の届出	(正・副) 各1部	都市局景観政策課
□ 都市景観形成地域等内における行為の届出	(正・副) 各1部	都市局景観政策課
□ 省エネルギー届出書	(正・副) 各1部	建築住宅局建築安全課
■ 建築物等緑化計画届	(正・副) 各1部	建築住宅局建築安全課
■ 保管場所等の設置に関する事前協議申請書	(正・副) 各1部	環境局業務課
□ 風致地区内における建築等の許可申請書	(正・副) 各1部	建設局公園部計画課
□ 特定施設整備計画調書※	(正・副) 各1部	建築住宅局建築安全課
□ 特定施設整備計画調書※	(正・副) 各1部	保健福祉局障害福祉課
□ 公共施設整備計画調書	(正・副) 各1部	保健福祉局障害福祉課
□ 路外駐車場等建築等通知書	(正・副) 各1部	保健福祉局障害福祉課
□ 小規模購買施設整備計画調書	(正・副) 各1部	保健福祉局障害福祉課
■ 建築物総合環境計画届出書 (CASBEE神戸)	(正・副) 各1部	建築住宅局建築安全課
□ 耐震診断改修計画等評価申込書		建築住宅局耐震促進課
□ 埋蔵文化財の発掘通知	(正・副) 各1部	教育委員会文化財課
■ 一定の規模以上の土地の形質変更届出書	(正・副) 各1部	環境局保全指導課
□ 水道施設設置申請書	(正・副) 各1部	水道局配水課
□	(正・副) 各1部	
□	(正・副) 各1部	

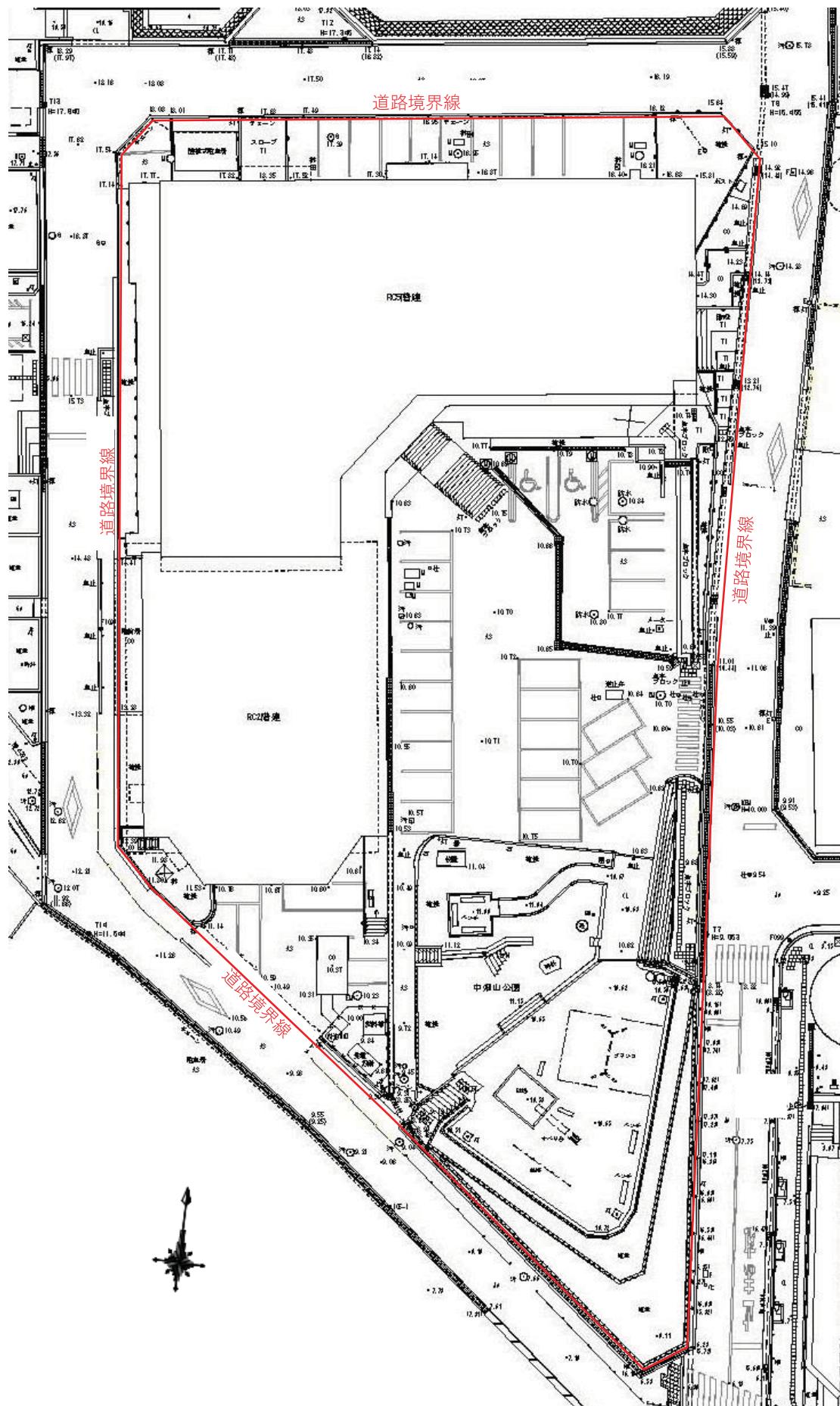
※対象建築物の用途や規模により、提出先が異なります。

## 付近見取り図



## 敷地現況図

(A3 サイズ程度、方位・縮尺・レベルなど明記)



# 設 計 業 務 特 記 仕 様 書

[設 備 編]

令和4年度

業務名称

新北区文化センター建設工事設計業務

神戸市建築住宅局設備課

## 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で□印の付いたものについては、■印の付いたものを適用する。注) ★印は、必要な場合に適用する。

### I 業務概要

■ [建築編] による

□下記による

#### 1. 計画施設概要

- (1) 施設名称 \_\_\_\_\_  
(2) 敷地の場所 \_\_\_\_\_  
(3) 施設用途 \_\_\_\_\_

(昭和 54 年建設省告示第1206号別表第 \_\_\_ 類とする。)

2. 履行期間 契約日の翌日から令和 4 年 月 日まで  
(うち建築設計業務は 令和 年 月 日までに完了すること)

3. 履行場所 神戸市建築住宅局設備課

#### 4. 設計与条件

- (1) 敷地の条件  
a. 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
b. 用途地域 \_\_\_\_\_  
c. 防火地域 • 防火 • 準防火 • 指定なし  
d. 地域・地区等 \_\_\_\_\_

#### (2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 (計画面積) \_\_\_\_\_  
b. 主要構造・階数 \_\_\_\_\_  
c. 用途係数の分類 • 0 類 • I 類 • II 類 • III 類

#### (3) 建設の条件

- a. 工事費 (予算額) \_\_\_\_\_ 円  
b. 建設工期 (予定) 令和 年 月 日から令和 年 月 日

#### (4) 設計条件

- \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## II 業務仕様

設計業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

### 1. 管理技術者の資格要件

■ [建築編] による

□管理技術者の資格要件は次による。

□建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

□建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士

□（社）日本建築積算協会が付与する建築積算資格者

□

□

### 2. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 標準業務の範囲

##### a. 基本設計

□建築基本設計

■電気設備基本設計

■給排水衛生設備基本設計

■空気調和・換気設備基本設計

##### b. 実施設計

□建築実施設計

□建築（構造）実施設計

■電気設備実施設計

■給排水衛生設備実施設計

■空気調和・換気設備実施設計

##### c. 申請関係図書作成

□後述の 4. 成果物、提出部数等に記載のとおり

#### (2) 個別設計の内容

■実施設計の内容及び範囲に準じる

■別紙設備設計概要書による

■実施設計に伴う積算業務

■営繕積算システムRIBC2（積算工期：1ヶ月）

□下記による

### 3. 業務の実施

#### (1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準等によって行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 積算業務は、設計担当職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

#### (2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、設計担当職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 設計担当職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他 ( )

#### (3) 適用基準等

共通仕様書による。

ガス機器を設置する場合は、業務用ガス機器の設置基準および実務指針に従うこと。

- その他 ( )

#### (4) 資料の支給、貸与及び返却

支給資料（特記仕様書データ）

貸与資料 ( )

備考 ( )

#### (5) 部分引渡しの指定部分 ( )

#### (6) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

#### (7) その他

工事発注図面（位置図、平面図等）において、一切の個人情報の記載は不可とする。

個人名のみでなく、私有ビル名なども全て対象とする（公的施設については対象外）。

#### 4. 成果物、提出部数等

##### (1) 基本設計

###### a. 電気設備基本設計（昇降機設備を含む）

- 基本設計図書一式（■サイズ：A3 部数：建築編に準ずる ■電子データ）
- 電気設備計画概要書
- 仕様概要書
- 工事費概算書
- 電波障害机上検討書
- 

###### b. 給排水衛生設備基本設計

- 基本設計図書一式（■サイズ：A3 部数：建築編に準ずる ■電子データ）
- 給排水衛生設備計画概要書
- 仕様概要書
- 工事費概算書
- 

###### c. 空気調和・換気設備基本設計

- 基本設計図書一式（■サイズ：A3 部数：建築編に準ずる ■電子データ）
- 空気調和・換気設備計画概要書
- 仕様概要書
- 工事費概算書

##### (2) 実施設計

###### a. 電気設備実施設計

- 実施設計図書一式（■原図サイズ：A1 ■C A D・P D Fデータ）
  - 特記仕様書等
  - 付近見取り図
  - 配置図
  - 各機器仕様
  - 受変電設備図
  - 非常電源設備図
  - 幹線系統図
  - 幹線平面図
  - 盤類結線図／リスト・仕様
  - 電灯設備平面図
  - 動力設備系統図
  - 動力設備平面図
  - 弱電設備系統図
  - 弱電設備平面図
  - 既設撤去図
  - その他、建築工事、機械設備工事との取合い上必要な図

###### b. 給排水衛生設備実施設計

- 実施設計図書一式（■原図サイズ：A1 ■C A D・P D Fデータ）
  - 特記仕様書等
  - 付近見取り図
  - 配置図
  - 機器仕様
  - 部分詳細図
  - 屋外設備図
  - 既設撤去図

- 給排水衛生設備配管系統図
- 給排水衛生設備配管平面図
- 消火設備系統図
- 消火設備平面図

c. 空気調和・換気設備実施設計

- 実施設計図書一式 (■原図サイズ：A1 ■C A D・P D Fデータ)

- |               |        |
|---------------|--------|
| ■特記仕様書等       | ■部分詳細図 |
| ■付近見取り図       | ■屋外設備図 |
| ■配置図          | ■既設撤去図 |
| ■機器仕様         |        |
| ■空気調和・換気設備系統図 |        |
| ■空気調和・換気設備平面図 |        |

d. 数量書（電気・機械共通）

- 数量・積算書一式 (■指定様式 ■積算システムデータ)

- |            |            |
|------------|------------|
| ■工事費内訳書    | ■見積依頼書     |
| ■積算数量調書 ◎  | ■メーカー見積書 ◎ |
| ■積算数量算出書 ◎ | ■各種計算書     |
| ■拾い図 ☆     |            |

※全てデータでの提出とする。ただし◎をつけた資料については紙での提出も必要とする。

※工事費概算書には単価に関する資料見積書単価根拠等を含むものとする。

※ガス工事については、アイソメおよび圧損計算書を提出すること。

※（機械）拾い出し作業については、設計図書作成要領の拾い出し注意事項に基づいて作成を行うこと。

e. 資料・提出図書等

- |  |           |
|--|-----------|
| ■各技術資料（騒音）   | ■リサイクル計画書 |
| ■コスト縮減検討中間報告書  | ■空調方式検討書  |
| ■設計・積算チェックリスト（指定様式）  | ■各記録書     |
| ■建築ユニバーサルデザインチェックシート   |           |
| ■アスベスト調書（様式別途）：本業務において撤去あるいは改修対象となる範囲（機器、保温材・耐火被覆材・断熱材、天井材等の建材）について、設計図書、メーカー等へのヒアリング、設置年月の確認および目視等によりアスベスト含有の有無を調査し、アスベスト調書を作成すること。 |           |

(3) 申請図書関係

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 計画通知          | <input type="checkbox"/> 受水槽以下申請書           |
| <input type="checkbox"/> 消防用設備等設置計画届出書 | <input type="checkbox"/> 直圧給水協議書            |
| <input type="checkbox"/> 許可申請書・許可通知書   | <input type="checkbox"/> 省エネ計算書（空調・性能規定による） |
| <input type="checkbox"/> 防災協議書         |   |

#### (4) 提出原図

紙による出力図面は不要とし、CAD、PDFでの提出とする。  
ただし、途中段階でのチェック用図面、特記仕様書は紙出力の図面を提出すること。

### 5. CAD 図面等データ作成要領

提出データは、以下の内容を電子媒体（CD-RW）に格納して納品する。

- CAD 図面データ（DXF形式及びCAD ソフトオリジナル形式）
- PDF図面データ①（1画面1ファイル）
- PDF 図面データ②（全図面1ファイル）

※A3出力でも読み取れる表記方法や文字サイズ選択等に配慮する。

※CAD図面等データの作成については上記によるほか、「設計業務補足資料【建築編】」  
の「CAD図面等データ作成要領（設計編）」によること。

※ガス会社協議済み印は、PDF図面への電子押印とする。

## 設 備 設 計 概 要 書

- ・市民や事業者（来庁者）にとって利便性・快適性等に優れ、ユニバーサルデザインの視点で考えること、業務効率性の向上やスペースの効率化等に配慮した設備の計画、機器の選定等を行うものとする。
- ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン、充実したバリアフリー対応の設計とする。
- ・脱炭素社会の実現に貢献する、省エネルギーで環境にやさしい施設とする。
- ・設備諸室並びに P S の配置計画、主要設備機器の設置スペース、配管の敷設経路等については、建築計画の初期段階で十分に検討し、将来性、安全性、維持管理性を考慮したスペース取りを行うものとする。
- ・ZEB (ZeroEnergyBuilding) の考え方等、環境負荷の低減に配慮した設備機能の検討を行うこと。
- ・文化センター、図書館、児童館の指定管理者はそれぞれ異なる点を留意し、各施設が求める設備機能の確保に加え、各施設単位での維持管理性の確保に留意するものとする。
- ・脱炭素社会の実現に貢献するため、省エネルギー対策や再生可能エネルギーを利用した設備の導入を検討すること。
- ・災害等の非常時においても最低限の行政サービスを維持しつつ、可能な限り早期に機能を回復させ、適切な業務執行を行うために必要な安全性や信頼性が担保できるよう太陽光発電システムの導入等により BCP (事業継続計画) を検討すること。
- ・各所耐震対策の検討、インフラ引込方式の検討、自家発電設備の整備（燃料備蓄手段の検討を含む）について十分に検討するものとする。
- ・非接触機器の導入についても積極的に検討すること。
- ・Wi-Fi 環境を整備等、管内各施設利用時の利便性を向上させること。

### ■機械設備工事

- 1 . 細水設備工事
- 2 . 排水設備工事（非常用排水槽を含む）
- 3 . 衛生器具設備工事
- 4 . 消火設備工事 … 消防法上必要な設備
- 5 . 細湯設備工事
- 6 . 廚房機器設備工事（必要な場合）
- 7 . 雨水利用設備工事（雑用水設備、井水設備を含む）
- 8 . 空調設備工事
- 9 . 換気・排煙設備工事 … （シックハウス対策を含む）
- 10 . ガス設備工事
- 11 . 自動制御設備工事
- 12 . 旧北区役所の解体に伴う給排水・ガス設備引込部の撤去工事
- 13 . その他、北区文化センター整備に伴い必要となる機械設備工事

## ■電気設備工事

1. 受変電設備工事 … 高圧引込、高圧受変電設備、接地
2. 発電設備工事 … 非常用発電設備（燃料タンク等を含む）
3. 直流電源設備工事
4. 太陽光発電設備工事
5. 幹線設備工事
6. 動力設備工事
7. 電灯設備工事 … 一般照明設備、非常照明設備、舞台照明設備、コンセント設備 他
8. 雷保護設備工事
9. 通信・情報設備工事
  - ・情報用引込管路、構内情報通信網設備
  - ・電話用引込管路、構内交換設備
  - ・情報表示設備
  - ・映像・音響設備
  - ・全館非常業務兼用放送設備
  - ・誘導支援設備 … 音声誘導装置、トイレ等呼出設備、難聴者補助設備 他
  - ・テレビ共同受信設備
  - ・監視カメラ設備
  - ・防犯・出入退管理設備 … 電気錠設備を含む
  - ・防災設備 … 自動火災報知設備、防排煙設備、その他法令上必要な設備
  - ・その他必要な通信設備
10. 中央監視制御設備工事
11. 昇降機設備工事（非常用昇降機を含む）
12. 旧北区役所の解体に伴う電気設備の撤去工事（建物外）
13. その他、北区文化センター整備に伴い必要となる電気設備工事